

1 会議名 議会運営委員会
2 日時 令和元年10月1日(火)
開会 午後1時10分
閉会 午後3時3分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長) 須藤智子 (副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀 巖
梅村均議長、関戸郁文副議長、木村冬樹議員、宮川隆議員、
大野慎治議員、水野議員

5 欠席議員 榊谷規子議員

6 説明員 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 9月定例会を振り返って

梅村議長：一般質問の通告要旨の訂正について、議運終了後は訂正できないと各議員は認識いただきたい。

須藤委員長：通告要旨について、議運終了後は訂正しないものとする。

片岡委員：議選の監査委員について、推進協議会の中で、結論は議運で決定するということであった。決定がどうなるかはさておき、ルールを決めて文書化すべきは共通の認識で良かったかと思う。私としては質問するかしないかは別にして文書化すべきだと思う。

須藤委員長：皆さんの見解に違いがあるといけないから文書化するというのと受け止める。監査委員の質疑について、各委員から意見はあるか。前回の議運では申合せ事項に、質問は控える、なるべく差し控えるということとで文書を作ろうかということなのだが。

木村議員：そのような文書があるのか。

須藤委員長：作ろうかと。

木村議員：差し控えるとは。

堀委員：違う。

木村議員：そのような事を言うのであれば監査委員は出席させなければ良い。

須藤委員長：監査委員の質疑について何かご意見はあるか。

木村議員：出席するのであれば出席もどのような表現にするのかはわからないけれども、抑制的に質疑が認められるということで良いのではないか。繰り返しになるが議会選出の監査委員の役割を監査の場で果たせないので、

ヒアリングをした時に質疑ができるようにしておかないといけないのではないか。

須藤委員長：監査委員の時にそれは言えないでしょう。

木村議員：違う。決算監査の時に監査委員の質疑に対して答えられないわけなので、そのことについて、そういう状態である以上は監査委員も知り得た秘密以外のものについては質疑ができるということにすれば良いのではないか。

片岡委員：監査に出ている目的が達成できないことが問題ではないのか。

木村議員：問題である。

木村議員：それはすぐに解決できないから。

片岡委員：すぐには解決できないけれども、それに対して解決していくという方向...

大野議員：監査の役割と質疑は分けて質問しないと...

須藤委員長：今、片岡委員が話しているので。

片岡委員：そういう面も問題である。

片岡委員：そこで達成できないから質疑すると解釈する。根本的な解決、一番の原因はそこで達成できないことが原因と思われるので、そこで質問して答えが返ってくれば質問する必要はないと木村議員は仰っている。

堀委員：それはたぶん違う。それもあるがそれだけのものもある。前回の推進協議会の議事録はまだ出来ていないか。色々な意見が出ていて、それもそうだし、監査委員が知ることによって他の議員もそれにより気づかされることもある。それによって質問することもある。そういった効果もあるという話も出たはずである。それを総合的に見て、現状ではこれまで決めてきた通りの方向でいくということを書き化するということだと思ったのだが。

梅村議長：議会運営委員会ではその文書作りをやらなければいけない。

大野議員：去年の黒川議長の際も監査委員は質疑できないことはないけど、抑制的に質問してくださいというのが今までの流れであったので、そこまでは黒川議長も仰っていたので、本会議の質疑のところでも抑制的に行ってくださいと注意はありましたので、そこまでは質問できないことまではないということにはなっている。

須藤委員長：監査委員の質疑は抑制的にすること。

片岡委員：知り得た秘密以外で質問することができる。

水野議員：知り得た秘密の程度は誰が諮るか。本人の判断ということか。

堀委員：議員としての倫理観である。

大野議員：執行機関は分かるので、執行機関は直ちに苦情を入れる。その質疑は認められないと発言がある。

堀委員：それはほとんどない。

木村議員：そう思う。証書類審査で各議員もほとんどは知り得ることとなる。

大野議員：最終的には委員長判断である。議長判断である。

木村議員：例えば住民監査請求が提出されて、その進行状況などは、当然に秘密であるが。

木村議員：抑制的という言葉が必要ならば入れても良い。抑制的という言葉の判断は議長や委員長がするというので良い。

須藤委員長：「監査委員は知り得た秘密以外は、抑制的に質疑することができる。」ということで良いか。

水野議員：片岡委員の発言にもあったが、知り得た秘密の項目を立てた方が良い。何ができて何ができないかを規定したほうが良いと思う。議員としての活動は積極的に質問することでもあるので抑制的という言葉がネガティブ表現である気がする。議員としての職責が積極的に質問することであるとすれば手を抜くという響きに聞こえるので、あくまでも何ができて何ができないかを項目で決めた方が良いのではないかと思う。片岡委員からあったように知り得た秘密をという線引きの方が良くて、抑制的という言葉はどうなのかと思う。

須藤委員長：抑制的という言葉は外した方が良いということか。

水野議員：抑制的という言葉は消極的な、ネガティブな気がする。

須藤委員長：「知り得た秘密以外は質問できる。」ということか。

木村議員：「決算認定の審査において、監査委員は、監査で知り得た秘密以外のことで質疑できる」という表現でどうか。

須藤委員長：確認する。「決算認定の審査において、監査委員は、監査で知り得た秘密以外のことで質疑できる。」これで良いか。

堀委員：「監査委員は自覚を持って自律的に質疑できる。」が良いと考える。

大野議員：「監査委員としての節度を持って質問することができる。」

鬼頭副委員長：「議長の判断のもとで、」を入れてはどうか。

須藤委員長：再度確認する。「決算認定審査において、監査委員は、知り得た秘密以外のことで、節度を持って質疑することができる。」これを申合せ事項に記載するがよろしいか。

各委員：異議なし。

須藤委員長：他に9月定例会を振り返って、意見はないか。

片岡委員：堀議員の一般質問で、市長からそぐわないとの意見があったが、

堀議員はこの件について、議長の許可を得たと考えるが、そもそも議長の許可のタイミングとはいつか。議長がどのタイミングで許可を出したのか、タイミングが合っているのか確認したい。

須藤委員長：この件について意見はあるか。

大野議員：議長、議長の判断は。

堀委員：この件を現議長に尋ねるのはどうかと考えるが、そもそもこの件は、私が一般質問の通告を出した時に、副市長が議長の所に来ているということの後から聞いて、来ているんですよ。そこでやってみないとわからないという訴えをされているとも聞いている。

梅村議長：そもそも許可というのは、一般質問時に「議長の許可を得て」と言われる議員もいるから、結局、どこで許可を出すかは通告要旨が提出されて、手元に届いて、見て、それでということであろう。

堀委員：他の議会だと議長を含めて事務局が通告要旨をダメと言ってはねるところもある。

大野議員：そういうことをしているのかなと思っている。

梅村議長：岩倉市議会はしていない。

須藤委員長：議員の中には議長に対して、提出前にこのような質疑をと相談する方もある。

大野議員：事務局の段階ではねることは無くて、事務局は議長と相談して議長からこの質問は如何なものですかと、取り下げるのか取り下げないのか、取り下げないと認めないよという言い方をされる議会があると。それは間違いなくある。議長は取下げを認めない時は質問を認めないと言うだけである。認めないと本人に通告するだけである。事務局で判断することではなくて事務局は議長と相談して決めている議会が多い。

須藤委員長：岩倉も同様である。事務局の段階でははねない。

議会事務局統括主査：正直、質問、通告要旨だけを見て〇〇についてとだけあって、それが直ちにその時点でそぐわないというのはわからない。よほど細かく通告され、明らかにこういう展開になっていくのだと、例えば、この間の堀議員の一般質問だと、恐らく政治的なものなのかどうか、皆さん議員ですので、政治的な活動をされる場合と議会に対する活動とで大きく分かれていると思うが、そういったものが一行二行の中で全て汲み取って、どういう展開で一般質問が進んでいくのかは、正直、よほどヒアリングを受けないとわからない。皆さんが執行機関と行っているヒアリングのようなことをしないと判断するのは厳しい。

堀委員：他の市議会によっては、議会事務局の力が相当に強い。議会事務局

長が権限ではねている議会もあるようだ。

片岡委員：まとめると岩倉市議会においては、「事務局の元に来ました」、「議長が通告要旨を見ます」、そこで判断しているか。

梅村議長：そのとおりである。

片岡委員：例えば、当然その一行二行では内容まで把握できないので、これは聞いた方がよいなということに関しては議員に聞くことはあるか。

梅村議長：過去の2回は、聞くことはしていない。

片岡委員：そこを通過すると議長が許可したことになるという解釈で良いか。

梅村議長：そのとおりである。

片岡委員：だから、当日は許可を得ているということになる。

堀委員：更に言うならば、ヒアリングをしているので、担当者レベルでは内容を細かく聞いている。その後はこちらにアクションが無ければそれは答えるだろうなど。それは普通だと思う。

片岡委員：ここで止まるのか。止まれるのであれば止まらなければならない。答えないのであればそういう気がするのだが。

宮川議員：あくまで過去の事例であるが、通告要旨を基にして議長が内容の良し悪しを判断することはまず不可能だと思う。

木村議員：一度もない。

宮川議員：無理だと思う。発言の許可と議長が持っている議事の整理権はまた別のものだと思う。国会と違い地方議員は議場での発言に対して、不逮捕特権も無く、法的な拘束が一定にかかる。発言が相手の名誉の棄損に値するだとか、個人を著しく攻撃するという場合においては、過去、議長が止めて趣旨を聞いた上で再開する、もしくはその発言に対して一定の規制をかけていくということが過去でも議長権限の範囲内であったと思う。岩倉市議会においてもそのような部分で整理すると何もかも最初からストップをかけてしまうことがあまり良いことだと思わない。本来であれば議長のみではなくて、議会運営委員会委員長も同等の整理権をもってやればと思うので、せめて止める。あまりにも酷いと思えば止める。止めて議長もしくは議運の中でこれはという風にやって次に進む、もしくは止める、そのようなシステムを構築していくべきだと思う。

大野議員：議会運営委員会開催の時は順番だけ決めていて、まだ内容は結局議会運営委員会のところで示されていないので、それを議会運営委員会委員長に判断をと言われても難しい。

須藤委員長：本会議において発言途中で、あまりにも一般質問の主旨とかけ離れていると判断したら議会運営委員会委員長や議長が止めるということ

かと思うが。

宮川議員：議長が止めて議員に理由を尋ねるのも議事整理権に含まれると思うがどうか。

須藤委員長：議員でも良いと考える。

大野議員：執行機関だって良い。

須藤委員長：事前はなかなか難しい。

片岡議員：会議規則第 60 条第 1 項の許可というのはどこのことを指しているのかわからない。一般質問の定義において、議長の許可を得て質問することができることある。議長の許可は今の話では通告を出した時のことなのか本会議上でのことなのか何を指しているのかわからない。

梅村議長：通告をもらってそれに則って許可しているが、本番に入って外れてきたとなったら止める。

宮川議員：発言の許可ではないか。

片岡委員：通告の段階で止めることはできるか。

梅村議長：わかれば止めることもできる。

片岡委員：議員にヒアリングして止めることはできるか。

梅村議長：そのとおりである。

宮川議員：あくまで発言の許可と理解していて、議長が議員個々とヒアリングすることも無いだろうし、議員が発言しているのは止めるという行為はよっぽどのことが無い限りは難しい。発言の抑制に繋がることは良くないだろうし、人道的にもおかしいことは整理する。

梅村議長：市の事務と関係しているかどうかは気にしている。事務と関係ないことが通告されていれば当然に止める。要旨を見る限りは市の事務と関連するものと判断している。

片岡委員：まとめると一般質問通告を提出した際に議長は通告要旨を確認して許可を出しているという認識で良いか。また宮川議員が言われるように本会議中にも止めることができる。

木村議員：執行機関も答弁しないなら、そのことは議員に伝えるべきかと考える。

堀委員：各議員は一般質問のために準備しているのであるから、質疑に答えられないなら答えなくて、そのことは当該議員へ伝えるべきだ。

片岡委員：執行機関からその問いに対しては答えないと事前に言われているなら、他の質疑の時間配分など構成を考えることもできたかと考える。

堀委員：この場を借りて言わせてもらおうが、一般質問にそぐわないということに対して、議長から一般質問の通告にそぐうことを説明するようと言

ってくれたのだが、そのときは説明が思いつかなくて二元代表制に絡まる
とは言ったが、そもそも選挙事務は一般事務だとは言えなかった。議長か
らも選挙事務は一般事務であると言っていただけでも良かったと考える。
梅村議長：通告要旨の表現が政治に関する個人的な事柄と取れるかもしれな
い。

大野議員：あれは市長に聞くべき内容ではなく、選挙管理委員会へ尋ねるな
らわかるが、市長に尋ねるべき質問ではないのではないか。選管としてど
のように答えるかということではないか。

梅村議長：政治家個人のことを聞くと市長が答えるか否かは自由になってし
まうので、答えないなら答えなくてそれまでになってしまうが。

大野議員：一般質問の際は、各議員が過去の議事録を確認して、それを踏ま
えてすべきではないか。同じような質問があるかないかだけは確認すべき
と共通認識した方が良い。

木村議員：聞いたことを質問するのだが、過去の答弁に対して、その後の検
討はどうなったかという聞き方をしていると思う。新たに当選した議員は
その点の質問の仕方もわからないと思うから、過去に行われた質問のやり
取りを調べた上で質問した方が効果的である。

須藤委員長：新たに当選した議員は一般質問の手法を知らないところもある。

木村議員：同じことを尋ねているケースも見受けられるので注意いただきたい。

鬼頭副委員長：議事録を検索して確認いただきたい。

片岡委員：市の事務についてほとんどのものが質疑されているので、自分な
りの考え方を付け加えて質疑を行えば良いのではないか。

木村議員：議会改革を進めている議会としては、議会としてこのような質問
をしてきたと列挙した上での質問は効果があると考ええる。過去に別の議員
が質疑してきたとして、議会の総意としての質疑と捉えられるような手法
を行っている。

須藤委員長：このことについては、議員各位において注意いただきたい。

水野議員：自分が出席していない時の議論であったかもしれないことで、こ
の場での協議が適切かどうか分からないが、議員個人の見解と常任委員会
委員長として常任委員会での採決と違った場合に委員長を辞任しなければ
ならないかどうかということと2点目に必ずしも辞任する必要がある場合
でも本人が辞任するとした時にそれが認められるかどうか2段階あるが一
般論としてどのようか。

須藤委員長：委員長の辞任について協議する。

堀委員：直ちに辞任しなければならないとは思わない。それは皆共通認識だと思う。これが1点目。私の説明が不足していると思ったのだが、過去からの流れで委員長たるものが委員会を中立的な立場で仕切っている。そこで採決されたことについてはやはり従うべきというのが行動規範として踏襲されてきたと私は思っていた。そのことに反したということが理由の一つとしてあるが、それ以外にも委員長として今回の議案について継続審査したいという提案もありながら、議会全体でこの議案についてはまずいなということを委員長として仕切れきれなかったという委員長の責任を諦めてしまったこともあり、委員長として努力不足というか調整不足と考えるところもあって、ただ単にルール違反をしたから辞任をするという意向を示したわけではないことを理解いただきたい。それぞれ理由があるので直ちに辞任しなければならないという訳ではないし、個々の気持ちや理由は人にはわからない、見えていないものがあるかもしれないので補足として説明させていただいた。

木村議員：過去の例から、委員長で採決に加わりたと思った場合、委員長を交代するということもあった。委員長を副委員長と交代して討論して採決に加わるという方法もあったと考える。

須藤委員長：そのとおりで、過去は委員長を交代して質疑・討論・採決を行ってきた。

堀委員：経験不足の面もあった。

木村議員：質疑に関しては、この間、委員長の権限として行ってきているからそれは良いかと考える。そこまでは交代しなくても良いかと考える。

水野議員：3点目として、手法の問題として本会議の最終日の委員長報告の際にいきなり委員長を辞任するという発言は妥当なのか。事前に常任委員会の場なり、議会運営委員会の場なりで諮ったりして、本会議でいきなり最終日の委員長報告でしかも最後のところで他の議員の反論を許さない形でするのはどうか。気持ちは分からなくはないが、手法として認められるものなのか。

須藤委員長：辞任については認めてない。その場では。

堀委員：意向を示しただけで手続き的なものは議会が終わってから行う話なので。反対すること、知らぬ顔をして委員会決定に背くような挙手をしたくなかったので説明した。

木村議員：発言に関しては拒むことはできない。

大野議員：委員長報告の際に個人としての発言がいかげなものなのかということではないか。

木村議員：討論の際に行うという方法もあったかもしれない。

須藤委員長：委員長報告の後か。

木村議員：委員長報告を行って、質疑の後の討論の場である。方法はおかしくないと思う。

宮川議員：討論の際に反対討論で議員として納得できないから辞任するならわからなくもない。

須藤委員長：会議規則には規定されていない。

宮川議員：発言の制限はない。

梅村議長：委員長報告は委員会の報告をすべき場であり、個人のことは触れない方がよい。

須藤委員長：委員長報告は委員会のことを報告する場であり、個人に関する発言はふさわしくない。

梅村議長：委員長報告後の反対討論という意見もあったが、やりづらいと思う。委員会の時点で委員長を交代して討論は良いかと思う。

須藤委員長：辞任に関する発言は委員長報告であった。

木村議員：委員長報告の際ではなく、討論の方がふさわしかったのは間違いない。

宮川議員：委員長が持ち得る採決権は、採決を行わないという手法もある。各委員から辞職させられるか、そのまま進んでしまうかのどちらか。

大野議員：そんなことはあり得ない。異議ありとして認められることはない。

木村議員：あくまでそれも出来るという話。そもそもがあり得ない。

水野議員：関連で4点目。委員長の辞任表明について、一部において新聞記事となった。公平なのかどうかという議論もあるが、この件で取材を受けた議員もあると思うが、このことについて自由に発言して、記事になったことを確認する程度なのか、どのような取材を受けたのかなど議論も必要でないのか。

梅村議長：議員個人のことは自由である。

水野議員：委員長の辞任は個人のことはではない。委員会の委員長という立場におけることである。議員個人のことは必ずしもないと思うがどうか。

須藤委員長：委員会に諮る必要があるのではという主旨で良いか。

水野議員：当該委員会や議会運営委員会を指す。

木村議員：新聞報道は新聞社が決めることであって、こちらの力が及ばないことは多くある。質疑に関してまさかと思うようなことも新聞記事になったりする。

水野議員：マスコミ対応の慣行や慣例はないか。

木村議員：マスコミが自由に持ち上げ記事とする。

水野議員：事務局としては何かないか。

（特にないという声あり。）

須藤委員長：他にないか。

梅村議長：今日の結論までは必要ないが、討論の在り方について、討論は賛成・反対を明確にして行うのであるが、それを聞いて他の議員も判断していくものとなるが、今回、退席の意思表示になっている。また賛成討論のみの場合、これらを討論として扱うことなのか。「その他表明」とした方が良いのか議論が必要と考える。これらは討論とは違うと考える。

大野議員：過去の慣例で退席する場合はひと言述べて退席するようになって、無言で退席するのは良くないとなって態度表明することになり、議事録にも載ることとなった。暫時休憩しますで、黙って退席するのはやめようとなった。

梅村議長：黙って退席するよりは発言してというのは理解するところであるが、それを討論の場で行うことの議論である。討論以外のところで何か項目を設けた方が良いのかお聞きするところである。

木村議員：関連する議案に反対しておいて、その議案は賛成する場合は態度表明のための討論としてきた。

梅村議長：各議員が意思表示しだしたら際限なく意見を述べる事が出来る。市長提出議案は賛成を求めて提出してきているのであるから、反対の討論がないのに賛成するのはどうかと考えるが。反対討論があるから、それに対して賛成討論ではないのか。皆がみな、順番に意見を表明していく議会であるならば、それも成立するかもしれない。

大野議員：今までもあるのではないか。

須藤委員長：今までもあるが、それが運営上正しいかということである。

梅村議長：討論の主旨を考えると討論の場で行うことが正しいかということ。

須藤委員長：議案審議は質疑、討論、採決という順であるがこれに何か加えることは可能か。意思表示か。

大野議員：本会議場で議員間討議を行う必要があつておかしくなる。

議会事務局統括主査：討論に関しては議会運営関連の本に次のように書かれている。討論とは表決問題に関する自己の賛否の意見の表明である。賛否いずれとも付かない討論とは、あり得ない。以上のように述べられている。

木村議員：賛成討論は合致するが、退席のための討論はあり得ない。

梅村議員：行われる際の発言は態度表明である。

大野議員：事前に申し出てあるのは、賛否に関わらずありますかと聞いても

らわないといけない。

片岡委員：態度表明しないと退席できないのか。

宮川議員：いいえ。

須藤委員長：退席は可能である。議長が休憩を取る。

宮川議員：事前に聞いていればの話であるが。

須藤委員長：聞いていなければそのまま進むこともある。それでは議事録にも載らないし、なぜ退席したかわからないからということで表明するようになった。

大野議員：なぜ出ていったか市民の方がわからないからである。

木村議員：討論が賛否に関わる内容でしかあり得ないのであれば、態度表明は議員間討議を設けるしかないのではないか。そこで意見を述べて、討論を経て、採決前に退席するという運びでないか。

宮川議員：反対討論、賛成討論が明確になる。

梅村議長：以上の意見から考えたい。

水野議員：退席するタイミングとして、賛成討論と反対討論を聞いて、自分はどちらでもないとして退席する場合とそもそも議論に関わりたくないとして前者の退席のタイミングよりも前に退席したい場合があり得るが意味合いが違ってくるがタイミングは。

堀委員：そのようなことは議員としてあり得ない。許されることではない。

須藤委員長：退席のタイミングの議論である。議員は議案の審議に加わるべきと考えるがどうか。

大野議員：慣例に挙げれば出来るようになる。

須藤委員長：現段階では討論の際に態度表明して退席している。

大野議員：退席の意見表明することが出来るためには、慣例に1行加える必要がある。入れて可能にする。

堀委員：会議規則に退席のことは触れられていない。

梅村議長：本会議において退席理由を述べて退席するばかりではない。議案に、議員として関連する場合は、退席しなければならない状況になったことも実際にある。

堀委員：それは除斥に当たる。

木村議員：もう少し情報を集めて議論する余地がある。

須藤委員長：この件に関しては継続して議論する。他になければ次の事項を協議するがよろしいか。

各委員：異議なし。

(2) 「市議会サポーターの声」について

「市議会サポーターの声」12件に対する回答は次のとおりと決した。

- 1：議員個人に対する質問についてのお答えは控えさせていただきますが、当該議員には伝えます。議会としては提案型の一般質問に努めてまいります。
- 2：議員が主体的に運営していくものです。今回の説明会は、準備不足も否認ませんでしたので、わかりやすい内容になるよう改善に努めます。
- 3：ご意見を真摯に受け止め、次回から改善に努めます。
- 4：資料配布を努めるとともに正面モニターにも資料映像を映し出すよう改善いたします。
- 5：回答不要
- 6：ホームページ上でタイトルの横に表示される日付は、最終更新日が記載される仕様となっています。今回の場合、8月27日に公開しましたが、9月6日に追記すべき事項が生じたため更新したものです。今後は表題を変えるなど努めていきます。また、ホームページの更新等は権限の関係から議会事務局で行っています。
- 7：議員個人に対する質問についてのお答えは控えさせていただきますが、当該議員には伝えます。今後も円滑な議会運営に努めます。
- 8～10：回答不要
- 11：市議会ホームページにて、本会議を録画配信していますので、黒川議員の質疑に対する答弁をご覧ください。
- 12：議会として消防本部にご意見を伝えました。

(3) その他

(委員会室のマイク使用時のハウリングについて)

議会事務局統括主査：9月定例会常任委員会時のマイク設備ハウリングの原因については、機材のつまみが不適切な位置(数値)であった旨を説明
(「市議会サポーターの声」(回答)について)

関戸副議長：本日の回答をまとめ今週中に各委員へ配付し、来週を目途に確認作業を完了させ、市議会サポーターへ回答する。

(岩倉市防災訓練の日程について)

梅村議長：岩倉市が毎年8月末の日曜日に実施している防災訓練について、日程の見直しを検討するようである。議会に対しても都合を聞かれているが土日の実施であるため、月に捉われず可能である旨を報告したい。

各委員：一般質問通告後のヒアリング前後は議会、執行機関の双方が忙しい

のでは。

10 その他

議会事務局長（人事異動に係るあいさつ）